（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

**第二条**　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三を第三十条の四とし、第三十条の二の次に次の一条を加える。

（電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

**第三十条の三**　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

第三十六条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第三十六条第三項中第二十三号を第二十四号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十三年四月二十八日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十一条の三、第十六条第一項及び第三項の規定並びに第二条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十条の三、第三十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）